

あきる野市障害福祉サービス事業所等 燃料等価格高騰対策事業補助金

あきる野市では、原油価格や電気・ガス料金等の高騰を受けている障害福祉サービス事業所等を支援するため、市内の障害福祉サービス事業所等における燃料費等の経費の一部について補助します。

1 補助対象者

令和4年9月30日において、東京都又はあきる野市からの指定を受け、あきる野市内で別表に掲げる障害福祉サービス事業所等を運営する法人とする。

2 補助対象経費

令和4年1月から令和4年9月までの期間において、法人が負担した以下の経費とします。

- (1) 重油、ガソリン、軽油、灯油、都市ガス及び液化石油ガス（プロパンガス等）の燃料費
- (2) 障害福祉サービス事業所等における電気使用料金

※ただし、次の経費は除きます。

- ・同一建物に併設される介護サービス事業所等について、別に定めるあきる野市介護サービス事業所等燃料等価格高騰対策事業補助金交付要領に基づき交付を受ける経費
- ・あきる野市の委託料等で賄われている経費（指定管理料、補助金など）

3 補助金額

「2の補助対象経費」に20/120を乗じた額と【別表】に定める補助基準額を比較して少ない方の額とします。

※あきる野市内で提供する障害福祉サービス事業所等が対象となります。

※複数のサービス種別を運営している法人については、補助額の合計額と補助基準額の合計額とを比較して少ない方の額とします。

【別表】

サービス種別	補助基準額 (上限額)
施設入所支援	100万円
共同生活援助・短期入所	20万円
生活介護・就労継続支援・就労移行支援・児童発達支援・放課後等デイサービス	20万円
居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・計画相談支援・障害児相談支援・地域定着支援・地域移行支援	10万円

※補助対象者が同一の障害福祉サービス事業所等において以下に掲げるサービスを提供している場合は、それぞれ以下に掲げるサービスのうち、いずれか1つを提供しているものとみなす。

- (1) 生活介護、就労継続支援及び就労移行支援のうち、いずれか2つ以上のサービス
- (2) 児童発達支援及び放課後等デイサービス
- (3) 居宅介護、重度訪問介護、行動援護及び同行援護のうち、いずれか2つ以上のサービス
- (4) 計画相談支援、障害児相談支援、地域定着支援及び地域移行支援のうち、いずれか2つ以上のサービス

4 申請方法・提出書類

次の書類を提出してください。

- (1) 燃料等価格高騰対策事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 燃料等価格高騰対策事業補助金計算書（様式第2号）※補助資料含む
- (3) 燃料等価格高騰対策事業補助金計算書にある燃料使用料等が確認できる書類（領収書、帳簿の写し等）
- (4) その他、必要と認める書類

事業の詳細、申請等は下記までお問合せください

5 申請期限 令和4年12月23日（金）

<問合せ・申請先>

健康福祉部 障がい者支援課

〒197-0821 あきる野市二宮350番地

TEL 042-558-1157（直）

FAX 042-558-1170

E メール 050202@akiruno-info.tokyo.jp